

令和 5 年度 事務事業マネジメントシート

作成日 令和 5 年 7 月 1 日作成

事務事業名		水道事業検針業務		担当課	水道課					(3) 指標の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
				担当係	業務係					活動指標 (実施状況)	単位	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	
まちづくりﾌﾟﾗﾝ (基本目標)	振興計画	2	<生活環境>自然や風土と共生する安心で豊かなまち	予算科目	会計 公企	款 1	項 1	目 1	備考 水道事業	ア	検針回数 (年間)	回	12 12	12 12	12 12	12 12	12 12	
(個別目標)	計画体系	2	安全で安定した水が確保されるまち	主な費目	委託料					イ	給水戸数	戸	16,700 16,688	16,700 16,604	16,600 16,523	16,600	16,600	16,600
(施策)	体系	1	良質で安定した水の供給	対象	水道使用者					成果指標 (成果・効果)		単位	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)	(目標) (実績)
(基本目標)	総合戦略			事業期間	S28 年度～ 年度 (年間)					ア	1戸当りの検針経費/回 (委託料÷回(月)÷戸)	円	80 80	80 80	80 80	80	80	80
(施策)										イ	有収率	%	82.00 81.09	82.00 81.99	82.00 82.18	82.00	82.00	82.00
(1) 総事業費の推移		単位	2年度 (実績・決算)	3年度 (実績・決算)	4年度 (実績・決算)	5年度 (計画・予算)	6年度 (計画・予算)	7年度 (計画・予算)	(4) 評価		所管課による評価							
年間 トータル コスト	事業費	千円							有効性 評価	・市民のニーズ ・事業の効果 ・政策との整合性 ・事業を廃止の影響 ・類似事業との連携 ・公平性	水道メーターの検針業務によって使用水量を確定し、水道料金を徴収しているため、事業の廃止・休止はできない。							
	財源内訳	千円																
	国県支出金	千円																
	その他特定財源	千円																
	一般財源	千円	15,982	15,963	15,892	17,331	17,331	17,331										
	事業費計 (A)	千円	15,982	15,963	15,892	17,331	17,331	17,331										
人件費	千円	840	840	840	840	840	840	効率性 評価	・事業効果向上 ・事業費削減 ・事務の効率化 ・費用対効果 ・財政負担の必要性 ・関係者との連携	隔月検針に移行することによって、事業費削減に繋がる一方で、水道使用者の納付額が2か月分となり、水道料金の支払いが困難になる市民が増え、滞納の増加が懸念される。 なお、既に民間委託しているため削減余地はない。								
所要人員 (年間)	人	0.150	0.150	0.150	0.150	0.150	0.150											
人件費概算 (B)	千円	840	840	840	840	840	840											
(A) + (B)	千円	16,822	16,803	16,732	18,171	18,171	18,171	達成度 評価	・数値目標 ・目指す状況 ・実現性 ・情勢・環境の変化 ・事業期間	検針業務を民間に委託することによって、経費削減に繋がっているが、現在、毎月検針を行っているので、隔月検針ですらに経費の削減に繋がると考えられる。 しかし、隔月検針に移行によって、水道使用者の納付額が2か月分となり、水道料金の支払いが困難になる市民が増え、滞納の増加が懸念される。								
事業概要	市民に安全で良質な水を安定して供給し、災害に強い水道施設の整備及び維持管理を図るとともに、健全経営に努める。																	
事業内容	検針計画書による業務委託契約により業者 (検針員) が水道使用者宅を各戸訪問 (毎月)、水道メーターの検針を実施し、使用者毎の使用水量 (水道料金) を確定させる。																	
開始経緯	水道事業の主な財源である給水収益の確保のため、検針業務を実施し、水道料金を徴収する必要がある。							改革 改善案	拡充		現状維持	○ 改善	効率化	廃止終了				
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 毎月10日過ぎ：業者へ検針データを渡す。 毎月15～25日：各戸の水道メーター検針を実施する。 毎月末までに使用水量を確定し、毎月1日に調定を作成する。 								隔月検針にすることで経費が削減されるが、水道料金に係る1回の納付金額が増え、滞納者が増加することが想定されるため、隔月検針に移行することは難しいと考えられる。									
成果	検針業務の民間委託により、経費の削減に繋がっている。																	
課題	現在、毎月検針を実施しているが、隔月検針ですらに経費の削減に繋がると考えられる。しかし、隔月検針に移行することによって、水道使用者の納付額が2か月分となり、水道料金の納付が困難になるなど、滞納額の増加が懸念される。																	

令和 5 年度 事務事業マネジメントシート

作成日 令和 5 年 7 月 1 日作成

事務事業名		水道事業給水開始・中止（廃止）業務					担当課		(3) 指標の推移														
							水道課		業務係					活動指標（実施状況）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
							担当係	会計	款	項	目	備考	単位	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)				
							予算科目	公企	1	1	1	水道事業		(実績)	(実績)	(実績)							
まちづくりプラン （基本目標）	振興計画	2	<生活環境>自然や風土と共生する安心で豊かなまち					予算科目						ア	開始・中止件数	件	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	
（個別目標）	計画体系	2	安全で安定した水が確保されるまち					主な費目	委託料					イ	上記のうち委託した件数	件	300	300	300	300	300	300	
（施策）	体系	1	良質で安定した水の供給					対象	水道使用者						成果指標（成果・効果）	単位	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	
（基本目標）	総合戦略							事業期間	S25 年度～ 年度（ 年間）					ア	1件あたりの委託料	円	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	
（施策）														イ	有収率	%	82.00	82.00	82.00	82.00	82.00	82.00	
																	81.09	81.99	82.18				
(1) 総事業費の推移		単位	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		(4) 評価		所管課による評価						
			(実績・決算)		(実績・決算)		(実績・決算)		(計画・予算)		(計画・予算)		(計画・予算)										
年間 トータル コスト	事業費	千円													有効性 評価	給水の開始・中止（廃止）に関して、届出により正確に処理を図っている。 ただし、突発的な届出が多く計画的な対応が難しいため、周知を図ることにより事前予約が増加することで効率的に業務を遂行できると考えられる。 なお、給水条例第15条で水道を使用しようとする者は、管理者に申し込み、その承認を受ければ給水を受けられるようになっているため、事業を廃止・休止できない。							
	財源内訳	千円																					
	国県支出金	千円																					
	その他特定財源	千円																					
	一般財源	千円	1,020		1,029		1,039		1,100		1,100		1,100										
	事業費計 (A)	千円	1,020		1,029		1,039		1,100		1,100		1,100										
人件費	人	0.100		0.100		0.100		0.100		0.100		0.100		効率性 評価	事業費は主に人件費であり、給水開始・中止（廃止）を実施している職員の更なる低年齢化や現在休日のみの業務委託を平日まで拡大することで、事業費の削減ができる可能性はある。 なお、他市（大都市圏など）では元栓へのキャップをせず、使用者からの申請受付のみというケースもあるが、無断使用となる場合もあり、公平性が保てないことが想定される。								
所要人員 (年間)	人	0.100		0.100		0.100		0.100		0.100		0.100											
人件費概算 (B)	千円	560		560		560		560		560		560											
(A) + (B)	千円	1,580		1,589		1,599		1,660		1,660		1,660		達成度 評価	人口、世帯数は年々減少しているが、開始・中止件数はほぼ変わらない状況であることから、手続きの簡素化や事前予約の周知を図ることにより、計画的かつ効率的に業務が遂行できると考えられる。 また、従事する職員の低年齢化や民間委託とすることで、事業費削減が期待できると思われる。								
事業目的	安定した水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に、昭和25年より水道事業を開始し、それに伴い昭和27年から実施している。																						
事業内容	・本市への転入や事業所開設など、使用者の給水装置開始申込により水道メーターの取り付け、または元栓のキャップ取り外し作業により給水を開始する。 ・転出、家屋の解体や事業所の撤退などによる中止（廃止）届出より元栓を閉め、水道メーターの取り外し、または元栓へのキャップ取り付け作業を実施し、給水を中止する。																						
開始経緯	水道給水条例第15条と第20条で給水の開始・中止（廃止）の申込みには届出が必要である。また、給水条例第15条で水道を使用しようとする者は、管理者に申し込み、その承認を受ければ給水を受けられるようになっている。同様に、中止（廃止）に関しても、給水条例第20条で届け出ることとなっている。																						
実施状況	・開始業務：本市への転入や事業所の新設などによる開始申込により、開始手数料（1,000円）納入後に水道メーターの取り付け、または元栓のキャップ取り外し作業を実施し、元栓を開く。 ・中止（廃止）業務：転出、家屋の解体や事業所の撤退などによる中止（廃止）届出により元栓を閉め、水道メーターの取り外し、または元栓へキャップ取り付けを行う。併せて中止（廃止）日までの水道料金を精算する。																						
成果	開始・中止届けにより確実に業務を遂行できており、また、開始手数料を納入することで人件費分の負担がなされている。												改革 改善案	拡充		現状維持		○ 改善		効率化		廃止終了	
課題	開始・中止受付以外はキャップの取付け、取外しが主な業務であるが、週初めや週末、月初めや月末などに集中しており、また突発的な届出が多く、業務を計画的かつ効果率的に遂行できていない。													<ul style="list-style-type: none"> HPや電子申請により、すべての申請が出来るようにする。 不動産業者に対する給水開始・中止（廃止）のチラシの配布。 広報による啓発活動。 水道課窓口にすべての窓口業務を一元化。 給水開始・中止（廃止）業務従事職員の低年齢化及び業務の民間委託の検討。 									

令和 5 年度 事務事業マネジメントシート

作成日 令和 5 年 7 月 1 日作成

事務事業名		水道料金調定・徴収・滞納処分・不納欠損処理業務				担当課	(3) 指標の推移							
						水道課	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
						担当係	業務係							
						予算科目	活動指標 (実施状況)	単位	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
						会計	課	項	目	備考				
						公企	1	1	1	水道事業				
まちづくりプラン (基本目標)	振興計画体系	2	<生活環境>自然や風土と共生する安心で豊かなまち				予算科目							
(個別目標)	2	安全で安定した水が確保されるまち				主な費目	委託費、負担金							
(施策)	1	良質で安定した水の供給				対象	水道使用者							
(基本目標)	総合戦略					事業期間	S25 年度～ 年度 (年間)							
(施策)														
(1) 総事業費の推移		単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(4) 評価					
			(実績・決算)	(実績・決算)	(実績・決算)	(計画・予算)	(計画・予算)	(計画・予算)	所管課による評価					
年間トータルコスト	事業費	千円							有効性評価	<ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズ 事業の効果 政策との整合性 事業を廃止の影響 類似事業との連携 公平性 				
	財源内訳	千円												
	国県支出金	千円												
	その他特定財源	千円												
	一般財源	千円	2,674	1,909	438	2,284	2,284	2,284						
	事業費計 (A)	千円	2,674	1,909	438	2,284	2,284	2,284						
人件費	人	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	効率性評価	<ul style="list-style-type: none"> 事業効果向上 事業費削減 事務の効率化 費用対効果 財政負担の必要性 関係者との連携 					
所要人員 (年間)	人	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000							
人件費概算 (B)	千円	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800							
(A) + (B)	千円	19,474	18,709	17,238	19,084	19,084	19,084	19,084	達成度評価	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標 目指す状況 実現性 情勢、環境の変化 事業期間 				
(2) 事業概要														
事業目的	志布志市水道給水条例第24条により、水道使用者等から水道料金を徴収することが定められているため。								達成度評価	徴収業務を委託している市町村もあるのが、徴収対象となる債権額と委託料を比較すると費用対効果が見込めない。 なお、徴収業務を遂行する職員の更なる低年齢化を図ることで、人件費が削減できる可能性はある。				
事業内容	水道メーターの検針結果に基づき使用水量(水道料金調定)を確定させ、水道使用者に対し、納付書送付や口座振替により水道料金を徴収する。また、滞納者に対しては、督促状及び給水停止予告等の送付や給水停止処分を行うとともに、滞納者死亡・行方不明者の場合、追跡調査を実施しながら、法令に基づき、必要に応じて不納欠損・債権放棄処理を行う。													
開始経緯	水道事業の主な財源である給水収益の確保のため水道料金を徴収し、また、滞納者に対しては、督促・給水停止などを行い、公平性を図る必要がある。								達成度評価	現在、水道事業は順調な経営であるが、今後人口減に伴い給水人口も減少すると予測されるため、公営企業として効率的な経営が望まれる。				
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1日：調定作成、納付書印刷。 毎月5日前後：納付書、給水停止予告書送付。 毎月15日過ぎ：滞納者宅への訪問、給水停止処分の執行。 毎月20日ごろ：督促状発送。 													
成果	訪問や給水停止処分の執行により、滞納者数及び滞納金額が年々減少傾向にある。								改革改善案	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="radio"/> 改善	<input type="checkbox"/> 効率化	<input type="checkbox"/> 廃止終了
課題	<ul style="list-style-type: none"> コンビニ納付の増加による手数料負担(52円/件※税抜)。 市外に転出した滞納者への対応。 									徴収業務を遂行する職員の低年齢化を図ると、人件費が削減できる可能性はある。				

令和 5 年度 事務事業マネジメントシート

作成日 令和 5 年 7 月 1 日作成

事務事業名		水道事業量水器（水道メーター）管理業務				担当課	(3) 指標の推移									
						水道課	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
						担当係	活動指標（実施状況）		単位	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)	
						業務係				(実績)	(実績)	(実績)				
						会計	款	項	目	備考						
						公企	1	1	1	水道事業						
まちづくりプラン （基本目標）	振興計画体系	2	<生活環境>自然や風土と共生する安心で豊かなまち			予算科目										
（個別目標）	2	安全で安定した水が確保されるまち			主な費目	委託費										
（施策）	1	良質で安定した水の供給			対象	水道使用者										
（基本目標）	総合戦略					事業期間	S25 年度～ 年度（ 年間）									
（施策）																
(1) 総事業費の推移		単位	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	(4) 評価							
			(実績・決算)	(実績・決算)	(実績・決算)	(計画・予算)	(計画・予算)	(計画・予算)	所管課による評価							
年間 トータル コスト	事業費	千円							有効性 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のニーズ ・事業の効果 ・政策との整合性 ・事業を廃止の影響 ・類似事業との連携 ・公平性 計量法施行令第18条に基づき実施しており、これ以上の成果向上の余地がなく、水道使用者から水道料金を収納するための機器のため、検定満期（有効期限8年）までに取替える必要がある。 また、費用対効果を向上させるために、在庫管理をする必要があり廃止できない。						
	財源内訳	千円														
	国県支出金	千円														
	その他特定財源	千円														
	一般財源	千円	5,081	5,061	5,291	6,114	6,114	6,114								
	事業費計 (A)	千円	5,081	5,061	5,291	6,114	6,114	6,114								
所要人員 (年間)	人	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	効率性 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果向上 ・事業費削減 ・事務の効率化 ・費用対効果 ・財政負担の必要性 ・関係者との連携 事務所の一元化（平成23年5月23日）以降、必要最低限の事業費で業務を行っており、業務委託しているため、事業費の削減の余地はない。							
人件費概算 (B)	千円	560	560	560	560	560	560									
(A) + (B)	千円	5,641	5,621	5,851	6,674	6,674	6,674									
(2) 事業概要																
事業目的	計量法施行令第18条に基づき、水道メーターの検定満期（有効期限8年）までに交換を行う必要があるため。															
事業内容	新設、開始、中止（廃止）に伴い、水道メーターの入在庫管理を行い、費用対効果の向上のため、在庫状況に応じて量水器を必要最低限購入する。 また、各戸設置済の水道メーターで検定満期（有効期限8年）を迎える分について取替計画書を作成し、取替を業者に委託している。															
開始経緯	計量法施行令第18条に基づき、水道メーターを取付けている全戸を対象に交換を行わなければならないため。															
実施状況	検定満期を迎える量水器に対し、毎月26日から翌月10日までに約200個程度の交換を実施（年間約2,000個）。															
成果	毎月定期的に検定満期を迎える量水器の交換を実施し、下取りに出すことで新しい量水器を安価にて購入している。															
課題	計量法に基づき実施しており、量水器の棚卸及び業務委託により特に課題はないと思われる。															
		改革改善案		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 効率化 <input type="checkbox"/> 廃止終了												
				特になし。												